

# 第 5 7 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 6 年 2 月 1 0 日 ( 月 )  
午後 2 : 0 0 ~  
1 4 A 会 議 室

出席委員	1 号委員 一木明委員，横尾昇剛委員，小野口睦子委員， 森本章倫委員，安藤英夫委員，森賢一郎委員	
	2 号委員 馬上剛委員，郷間康久委員， 菊地公史委員，今井恭男委員	
代理出席	3 号委員 田村穰委員 (代理出席：中島蕨男)， 伊沢宏夫委員 (代理出席：齋藤和利)， 飯嶋守委員 (代理出席：鈴木克範)	(計 1 3 名)
欠席委員	岡田豊子委員，加藤一克委員	( 2 名 )
出席幹事	羽石潔幹事，宇梶嘉修幹事， 平手義章幹事，鈴木孝美幹事 (代理出席：大島修司)， 小堀徹幹事，塚田浩幹事 (代理出席：田谷浩行)， 飯塚由貴雄幹事，	( 7 名 )
事務局	高橋裕司書記，大貫真一書記， 金田昌幸書記，中山利之書記	( 4 名 )

高橋書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認  
をお願いいたします。

資料としては、事前にお送りしております、  
第57回宇都宮市都市計画審議会次第、  
議案書第1号「宇都宮市景観計画の変更について」、  
A3カラーの説明資料「宇都宮市景観計画の変更について」、  
参考資料「景観形成重点地区の規制の仕組み」となっておりま  
す。

また、本日配布させていただきました資料でございますが、  
A3カラーの補足資料「雀宮駅周辺地区の現況写真」、  
宇都宮市都市計画審議会委員名簿と  
宇都宮市都市計画審議会関係資料となっております。  
資料としては以上となっております。

不足しているものがございましたらお知らせください。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より「第57回宇都  
宮市都市計画審議会」を開催いたします。

森本会長、進行をよろしく申し上げます。

森本議長

それでは、只今より第57回宇都宮市都市計画審議会を開催し  
たいと思います。

開会にあたりまして、一言だけごあいさつ申し上げます。

先日、北陸新幹線の試乗会に行きまして、新しい車両に  
乗ってきたのですけれども、新幹線の車両が新しくなるととも  
に、富山・金沢に向けての北陸の道が大きく開け、駅前再開発も  
これからどんどん加速化していくものと思われま

す。そう意味では、本市は今までは北関東でありながら東北  
の玄関口として非常に栄えてきたわけですが、これから厳  
しい人口減少下に突入した時に、都市間競争にいかにか勝ち残れる  
かというのは、適切な投資をしながら、美しい街並を担保しつ  
つ元気なまちづくりをやっていく、これに他ならないと改めて感じ  
た次第です。

今日は、雀宮の景観計画について審議をいたしますので、ぜひ

森本議長

とも忌憚のないご意見をいただきながら、美しい街並み、美しい駅前づくりにご協力いただければと思います。

では、私の挨拶はこれくらいにして、議事の方を進めていきたいと思えます。

森本議長

それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報告をお願いします。

大貫書記

はい、議長。本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でございます。これは、当審議会条例第6条でございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしております。従いまして、会議の成立をここにご報告いたします。

次に、会議の公開及び傍聴者数の報告をいたします。

本日の会議については、宇都宮市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する情報はありませんので公開となります。

なお現在のところ、傍聴者はございません。

以上でございます。

森本議長

ただいま事務局より、会議の成立について報告がありました。

本日は、皆様のさまざまな見地からのご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思えますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

森本議長

続きます、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、一木明委員と小野口睦子委員の両名をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

森本議長

それでは、会議次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思えます。

本日の会議の議題としましては、議案は1件でございます。

この議案につきましては、平成26年1月29日付、宮都第596号にて市長から諮問がなされております。

議案第1号につきましては、「宇都宮市景観計画の変更につい

森本議長

て」雀宮駅周辺地区景観形成重点地区の指定に関する議案でございます。

森本議長

付議案件の審議につきまして、改めて会議の公開、非公開を確認させていただきます。

本日の審議につきましては、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

森本議長

ありがとうございます。

それでは、記者の方・傍聴者の方もいらっしゃいませんので、早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

飯塚幹事

それでは、資料に基づいてご説明いたします。

まず、今回の付議の理由でございますが、景観法第9条により、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされております。

今般、現在の景観計画の中に景観形成重点地区の追加を行う変更案を作成いたしましたので、議案として付議するものでございます。

議案の説明に入る前に、「景観形成重点地区の規制の仕組み」という参考資料に基づきまして、まず景観計画の仕組みをご説明させていただきたいと思っております。

A4版縦1枚の参考資料「景観形成重点地区の規制の仕組み」をご覧くださいと思います。

「1 概要」でございますが、景観形成重点地区と申しますのは、宇都宮市の顔にふさわしい地区を「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の方針や色彩、デザイン、緑化などのルールを定めまして、重点的に景観づくりを進める制度でございます。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」でございますけ

れども、現在、宇都宮市は、市域全体が景観計画の区域となっております。その中でも、特に宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区を「景観形成重点地区」として指定する取組を進めているところであります。こちらの第1号として「宇都宮駅東口地区」を指定し、平成20年10月から施行しております。それから、平成24年7月に「白沢地区」、平成25年1月に「大通り地区」で施行しているところであります。

また、住民の発意により、地域住民自ら積極的に景観づくりに取り組む地区を「景観形成推進地区」として分けて指定しております。また、地域の景観づくりを支援しているところであります。こちらは、旧上河内町の区画整理事業なども行われている「中里原地区」を指定しまして、平成22年1月から施行している状況でございます。

続きまして、「景観形成重点地区の特徴」ですが、下の段の「3一般の地区（市全域）と景観形成重点地区の規制の仕組み」という図解が記載してありますが、こちらもお合わせてご覧ください。

1点目の特徴は届出の規模についてですけれども、左側の一般の地区は、高さにつきましては10mを越えるもの等、大規模なものが届出の対象ということになっております。今回のように重点地区として地区指定がなされますと、右側のようにすべての建築物等、確認申請が必要なもの全部が届出の対象となり、きめ細やかな景観形成が図れるようになります。

2点目の特徴は届出・審査の流れについてですが、不適合だった場合については、景観審議会の意見を伺いまして、右側のフローのように変更命令等を行うような指導ができるようになります。また、変更命令等に従わない場合については、罰則の適用も可能になるなど、景観形成のルールの特効性が高まることにより、良好な景観を保持することができる、というものでございます。

特徴の3点目ですが、景観計画に適合する修景工事に対する助成制度がございまして、これが別途備わっております。

以上で、参考資料の仕組みについての説明を終わらせていただきます。

次に、本日の議題であります雀宮駅周辺の現況写真をご用意い

たしましたので、A3カラーの補足資料をご覧ください。

まず、「1 雀宮駅西口の現況写真」ですが、左の写真が駅舎から西の方を見た駅西口ゾーン全景の写真となっております。真ん中に見えるのが駅前広場でございます。また、(2)の雀宮駅舎、これが新設された駅舎の全景となります。

続きまして、下の段「2 雀宮駅東口の現況写真」ですが、「(1) 駅前広場から見た景色」は、宇都宮工業高校と図書館の間の道を撮影したものとなっております。「(2) 宇都宮市南図書館」につきましては新設された南図書館、「(3) 宇都宮工業高校」は、駅から見える風景として一番目に付くところを写した写真となっております。これらが現況の街並み景観であり、このような地区に対しまして、景観形成重点地区を指定していこうと考えております。

それでは、本日の議題の説明に入らせていただきます。

議案第1号の「宇都宮市景観計画の変更について」ですが、景観形成重点地区の中に雀宮駅周辺地区を追加して指定するものがございます。まず、議案第1号の56ページをご覧ください。

「4 雀宮駅周辺地区」と書いてある所をご覧ください。この議案第1号の宇都宮市景観計画の変更についてでございますが、「(1) 位置及び区域」でございますが、位置につきましては、宇都宮市雀宮町と雀の宮1丁目の各一部でありまして、下の図に示す区域となっております。駅西口、駅東口ゾーン両方合わせまして約16haとなっております。右の区域は北側が南図書館、南側が宇都宮工業高校のある駅東口ゾーンです。左は、駅西口の広場を中心とした駅西口ゾーンであり、雀宮駅周辺地区をこの2つのゾーンに分け、指定していきたいと考えているところであります。

続いて、右側の57ページをご覧ください。「(2) 景観形成の方針」、「(3) 建築物等に関する行為の制限」を記載しております。ここから60ページまでの部分を、今までの景観計画の中に追加してまいります。

ここにつきましては、A3カラーの説明資料でもう少し分かりやすくまとめておりますので、そちらで内容を詳しく説明させていただきますと思います。

A 3 カラーの右上に説明資料と書かれた資料をご覧ください。  
「宇都宮市景観計画の変更について」でございます。

左側の一番上「1 変更の理由」でございますが、今回、対象区域としております雀宮駅周辺地区につきましては、宇都宮市南部の拠点として駅舎や東西駅前広場、文教施設の整備など、新たなまちづくりが行われた地域でございます。

今ご覧いただいたように、新たに創出された景観を保全活用し、拠点にふさわしい良好な駅前景観の形成を目指すため、宇都宮市景観計画に基づく「景観形成重点地区」として指定するものであります。

次に「2 策定経過」であります。まず、平成22年4月に、市全体として第2次宇都宮市都市計画マスタープランを策定いたしました。その中で雀宮駅周辺地区については、地域交流拠点に掲げられております。平成23年3月には、駅舎が整備され供用が開始されております。さらにその後、文教施設や駅前広場の供用も開始されるなど、公共施設の整備が進められてまいりました。

地元の方々に対しては、平成23年7、8月に景観づくりについての自治会説明会を行い、11月にはアンケート調査を行っております。

平成24年7月からは、景観に関する啓発紙の配布等を行いつつ、11月からは駅西口ゾーンの権利者への個別説明を始め、意見を伺いながら素案の作成を進めてきたところであります。

昨年の12月には、素案の縦覧を市民全体に対して行い、公聴会なども行ったところですが、特に意見書などの提出が無かったことから、本日、案として審議会にお諮りする運びとなったところでございます。

次に、「3 景観形成重点地区の内容」の「(1) 景観形成重点地区の区域」ですが、図に示したとおり、雀宮町、雀の宮1丁目の各一部にあたりまして、雀宮駅の西側、東側とも駅前広場から見える範囲を基本とした中で、駅前広場とそれに面している宅地としており、これが約16haとなっております。

この区域については、景観特性に応じて、雀宮駅の西側と東側をそれぞれ「駅西口ゾーン」と「駅東口ゾーン」として分けてお

ります。

次に、右側に移りまして、「(2) 景観形成重点地区の目標および方針」であります。まず、景観形成の目標として、「南部地域の拠点として 安らぎと賑わいが調和した景観の形成」を掲げております。

次に、景観形成の方針ですが、共通の方針といたしまして「南部地域の玄関口にふさわしい良好な駅前景観の形成」、ゾーン別の方針については、駅西ロゾーンでは「多様な交流を促すゆとりと潤いある駅前空間の形成」、駅東ロゾーンでは「文教施設と田園風景が調和した景観の保全」をそれぞれ掲げております。

続きまして、「(3) 良好な景観のための行為の制限」となります。

「① 届出対象行為」ですが、右下の表のとおり、「建築確認が必要なすべての建築物、工作物」の、新築や増築、改築、移転、外観の変更などを対象としております。

続きまして、2 ページ目、裏側のページをお開きください。

「② 建築物および工作物に関する行為の制限」についてですが、雀宮駅周辺地区については、「駅西ロゾーン」と「駅東ロゾーン」に分けておりますので、各ゾーンにおいて、景観形成基準を作成しているところであります。

「表1 建築物の行為の制限」をご覧ください。左側の項目の建築物・工作物のうち、建築物の形態意匠ですが、色彩につきましては、両ゾーンともに建築物の屋根、外壁の基調色を定めております。こちらは、低彩度・高明度の色彩を基準としておりますが、駅西ロゾーンの周辺につきましては、住宅や商店で構成されているのに対し、駅東ロゾーンの周辺は、田園風景となっているため、駅東ロゾーンではより落ち着いた色彩を基調色としております。

具体的には、右側の別表1, 2のとおりとなっております。専門的なローマ字が並んでおりますがご了承ください。

駅西ロゾーンに比べて、駅東ロゾーンのほうが限られた範囲の色彩基準となっております。また、駅西ロゾーンにつきましては、強調色の基準を盛り込んでおります。

このように、使用することができる色彩をある程度限定するこ



とで、色彩の調和を図り、連続性のある良好な街並みを形成していくことができるものでございます。

次の段の、形態についてですけれども、駅西ロゾーンにつきましては、店舗やサービス施設における開放的な造りを推奨しております。快適な空間を形成していこうと考えているところであります。

次に、設備機器についてでございますが、室外機等を直接見えないような工夫をして欲しいということを経験として盛り込んでおります。

他に、照明に関する基準や、窓ガラス内側からの広告物を抑制する基準、緑化に関する基準というものを設定しております。

以上が、建築物・工作物の景観形成基準であります。

続きまして、説明資料の3ページをご覧ください。

3ページの左側の「③ 屋外広告物に関する行為の制限」であります。屋外広告物の基準につきましても、駅西ロゾーンと駅東ロゾーンとで分けて作成しております。基本的には、派手で大き過ぎるような屋外広告物の掲出を制限している基準となっております。

では、「表2 屋外広告物等の行為の制限」についてご覧ください。

まず、共通基準でございますが、意匠の色彩の基準につきましては、地色に高彩度色、いわゆる原色の使用を禁止しており、具体的な色彩の範囲につきましては右側の別表3に示した範囲となります。ただし、原色の使用を全て禁止するというのではなく、地色の1/3につきましては、原色を使用できるものとしております。こちらはデザインなどで、多少の原色でしたら使用することができるものにしたいと考えております。

共通基準の2つ目ですが、総表示面積については、駅西ロゾーンで基準化しており、1敷地あたり20㎡以内としております。

続いて、種別についてですが、自家用広告物のみとしております。原則、自家用以外の広告物は掲出することができない基準となっております。

その理由としましては、駅前ということで通過する自動車交通などがあるような区域ではなく、宇都宮市南部地域の玄関口でも

飯塚幹事

あるため、広告物の林立を防ぎたいと考えているところであります。

その他で、照明につきましては、派手な電飾や点滅照明、映像装置の使用を禁止しております。

次に、種類別の基準の説明をさせていただきます。

まず、屋上広告物の設置を禁止しております。

独立広告物につきましては、1面当たりの表示面積を10㎡以内としております。

次に、壁面広告物であります。駅西口ゾーンでは、表示面積の合計を10㎡以下、かつ、壁面積の1/3以下としております。駅東口ゾーンでは、表示面積の合計を20㎡以下、かつ、壁面積の1/3以下としております。

また、突出広告物、いわゆる袖看板につきましては、突き出し幅は1m以下、表示面積は1面あたり1.5㎡以下で1基あたり3㎡以下、設置位置は軒高さ以下としております。

3ページの右側には色彩誘導のイメージ、屋外広告物の掲出イメージをイラストにしていますので、参考にいただければと思います。このような基準を作ることで、広告物のデザインをより工夫し、おもてなしの景観を創出してほしいと考えております。

以上が広告物の景観形成基準となります。

最後に、3ページ目の右下「4 今後のスケジュール」ですが、本日の都市計画審議会後に、景観審議会におきまして、景観計画の変更について諮問させていただき、3月に告示しまして、景観計画の変更を行います。次に6月には、市議会にて景観条例の改正をお願いいたしまして、7月からの施行を予定しているところであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

郷間委員

四点ほど確認をさせていただきたいと思っております。

まず、小さなところからなのですが、今ご説明をいただいた説明資料の2枚目3ページで、原色の規制という形で例を挙げてご説明いただいたのですが、その資料を見ますと、米印で色彩基準の一番下の方に「※文字、社章等についてはこの限りではない」と謳っているのですが、例えば某コンビニエンスストアの看板などは、那須や日光の方に行くと色まで変えさせるという事もやっています。もし規制としてやるのであれば、企業イメージを損なわない状態で、宇都宮ならではの要請や制限を加えても、実例がある以上可能ではないかという気がします。例えば、真っ赤な原色の社章、シンボルマークなどを大きく出している所もありますので、このあたりについて確認したいと思います。

二つ目ですが、今回は、駅東ロゾーン、駅西ロゾーンに分けての議案になるのですが、駅東ロゾーンについては民間の土地は無いということで、全て公有地ということですから、その中の制限といっても役所が注意すればいいだけの話であり、また、近隣も農村地帯ですので、農機具の看板が建つか建たないかの話だと思います。基本的に、東口は公共施設の整備などがあり、今回、地区指定を早めに行うという事で私は理解しています。

どちらかと言えば、規模はかなり小さいのですが、駅西ロゾーンの方が今後に大きな期待も課題もあると理解しています。現在の区域は駅前広場の周辺だけとなっており、もちろんここにも民間の土地は入っています。しかし、本来であれば、現在道路整備が進められている4号線までの停車場線についても、今後、景観を少しずつ整えていくべきだと思います。この区間は特に重要ですし、色々なテーマがあると思いますので、今後、重点地区に指定していくかの予定はあるのかどうか、そのあたりを聞きたいのが二点目です。

三点目は、今回雀宮駅が議題ですが、宇都宮市には、それ以外にも東武線を含めて駅があります。JR宇都宮駅では、景観が問題になって、後付けで追いかけるように規制をしたと記憶しております。他の駅について、現在はそれほど問題が起きていなくても、今後、LRTも具体的にいくとすれば、公共交通に乗ろうとする場所は、やはり何らかの方針を持っているべきであり、地区指定に取り組む駅や取り組まない駅があるなどばらつき

郷間委員

があつては、市民が理解しにくいかと思imasuので、雀宮駅以外についての駅に対する地区指定の考え方を確認したいと思imasu。

四つ目は、今後についてですが、都市計画課では、こういう計画を進める際に、特に西口周辺の住民の皆さんに対しては、ニュースを発行されて景観づくりの周知をはかるなど、丁寧に計画を進めてきたかと思imasu。ただ実際には、縦覧も誰も来ない、公聴会も誰も来ないという事で、やはり関心を今後継続して持つてもらう為に、特に西口については、住民が継続して景観に高い意識を持つような工夫が必要だと思imasu。そのため、市民参加等の工夫を今後どのように予定していくのか、以上四点を確認したいと思imasu。

森本議長

それでは事務局お願いします。

飯塚幹事

一つ目の質問についてですが、説明資料の3ページ「※文字や社章等についてはこの限りではない」という所でございますが、3ページ右側のイラストをご覧いただきたいのですが、ここでは「うつのみや銀行」という仮称の銀行の名前が例として書いてあります。この社章としてあるオレンジ色と赤色は変えられないにしても、修正前では文字が白文字でその地色が赤色となっておりますが、それを赤文字で白背景にさせていただくことで、少しシックにしてもらう、つまり背景の色の鮮やかさを落とさせていただく指導は行っていくこととなりますので、その点では日光などのコンビニエンスストアでやられているような基準と同様の方法を活用していると考えております。

二つ目の質問ですが、西口の停車場線につきましては、宇都宮土木事務所の方で道路整備の用地買収などを進めている所でございます。私どもの方では、1月17日に、東京街道までの停車場線沿線の方々に対して、景観に関する説明会を開催したところでございます。

平成23年度に景観に関する説明会を行った際には、権利者の方々には、道路がどのようになるかに注目しておりまして、景観よりもまずそちらの事業をやっていただきたいという声もあった

飯塚幹事

ものですから、今回示した地区について先行して景観づくりに取り組むこととし、後追いで、停車場線沿線についても指定出来るように取り組みを進めている所でございます。

三つ目の質問である市内の駅に関する景観づくりについてですが、委員のご指摘のように岡本駅の橋上駅舎化が進められている所でございますが、区画整理なども進んでおりますが、景観づくりも同時に進めており、既にワークショップ等を岡本駅周辺の地域の方々と行っている所でございます。こちら先ほどの停車場線と同じように、次の景観形成重点地区の候補として取り組んでいるところでございます。

駅については、交通結節点ではありますが、景観計画の中で、全ての駅についてどのようにしていくかということは定めておりません。他の駅につきましては、整備事業などのきっかけがないと、住民の方々の景観に対する関心が高まらないという部分もございしますが、少しずつ重点地区を指定していくことにより、景観づくりについての機運を高めていければと考えているところでございます。

そういった流れの中で、先ほどの市民参加についても、きっかけを捉えまして、景観計画の概要や重点地区での取り組みの紹介などをホームページなどの媒体を駆使してPRしていきたいと考えているところでございます。

今回、実際に縦覧にはいらっしやらなかったのですが、資料の中にもありますように、権利者の方については個別に対応しており、直に話し合ったりしておりますので、特に興味が無いという事ではないと思います。ただし、一般市民の方の縦覧にいらっしやらないというのは、今申し上げたような取り組みを色々ご説明して、一般市民の方にも興味を持っていただけるような事をしていきたいと考えております。

以上でございます。

郷間委員

ありがとうございます。

二点目の停車場線の件で、当初、住民の皆さんは、道路整備で自分がどこに動かなければならないという事がまず目先の大きな関心であり課題だと説明されており、今年の1月には再度景観

郷間委員

に関する説明会を行ったとのことでしたが、地区指定について、受け止める側としては、規制をされるというマイナスのイメージを持ってしまうという可能性が非常にあるかと思います。ここだけは誤解の無いような工夫をしていかないと、今のように「景観なんてものは二の次だよ」となってしまいます。

しかし、実際には素敵な街をつくっていくためには、沿線の皆さんの家々が新しく変わる今こそがスタートラインになっております。50年後、100年後にまで「ここは素晴らしい街並みだね」と言われる様な街をつくっていくためには、景観も重要であり、建物がバラバラに建て終わってから景観を見直すという事は、時間や労力などの負担も大きくなってしまいますので、その辺りをもっと自信を持って西口の住民の皆さんとコミュニケーションを取り、景観づくりを進めていくべきじゃないかと思います。そのあたりをもう一度教えていただきたいと思います。

飯塚幹事

雀宮駅周辺での景観づくりの取り組み当初の説明会において、停車場線周辺の方々の自治会に対して、景観計画全体についての説明はやっているところでございます。その後、どこから先に着手するか検討した結果、この駅西口ゾーンと駅東口ゾーンに絞られてきた状況でございます。

停車場線につきましては、用地買収等があと一年程度での完了を予定しており、それに合わせて地区指定を進めていくため、1月17日に説明会もしているものですから、一年以内を目標に景観形成重点地区の指定をしていければと考えております。

郷間委員

ありがとうございます。

では二つだけ。おそらく平成28年頃が道路整備事業のゴール時期に設定されているかと思います。その間に、今お話いただいたような形で、これからというタイミングでまちづくりを考えていくために、宇都宮土木事務所と連携を取りながら、統一化を図ったり、街並みの色合いについても、逸脱した建物が出来ないようなきれいな街を作っていく事に力を入れて、説明会等に臨んでいただきたいと思います。

もう一つ要望なのですが、先ほど駅は交通結節点としての定義

郷間委員

だけで、他の駅については、整備事業などのきっかけがないと地区指定を進めていくのは難しいとご説明があったのですが、逆に、市はそれだけ必要だと考えていれば、方針なりを決めて、まず西川田、次に江曾島駅周辺というように地区指定を進めていくべきだと思います。

実は、重点地区の「大通り地区」の区域では、東武の駅周辺まで含むのかと思っていましたが、大通り沿線だけであります。しかし、東武駅で降りた方が見る宇都宮を考えれば、そこから景観がスタートするので、交通結節点における景観形成のあり方という事を方針付けたりして、計画的かつ段階的に早めの地区指定に取り組んではどうかと思うのですが、もしお考えがあれば、無ければ要望という形にさせていただこうと思います。

飯塚幹事

皆さんにお配りしている資料の議案第1号の11ページをご覧ください。中心市街地の景観形成重点地区の方針について「まちのシンボル景観」でJR宇都宮駅周辺や東武宇都宮駅周辺とあり、中心市街地という事で、東武宇都宮駅周辺については、位置づけ的には優先順位が高いという事になっています。ただし、東武宇都宮駅をどのような景観にしていくかという方向性はまだ作っていないものですから、現在進めている地区指定を着実に取り組んでいき、その後、東武宇都宮駅周辺などでも景観づくりが出来るように進めていきたいと思えます。

森本議長

ありがとうございます。

市全域の基本方針は12ページ以降に書かれていまして、全体的に宇都宮市としては美しい景観を創っていきたいとしております。ただし、重点地区については即効性の観点もありますので、極めて特徴のある所から順次手をつけていくという方針で、最終的には広範囲に広げていくということで、私も理解しております。

その他にいかがでしょうか。

一木委員

大変基本的なことで恐縮なのですが、参考資料の中に重点地区に指定された場合、適合・不適合というのがあるが、不適合に関

一木委員

しては変更命令がされたり、罰則の適用がありえるという事ですが、適合・不適合の審査の基準があるのでしょうか、基準がどういうものだったのかという事と、基準の策定は誰がどこでおやりになるのか、あるいは基準の策定に民意が反映されているのかどうか、その辺りを教えていただきたいのですが。

飯塚幹事

参考資料をご覧ください。「3 一般の地区（市全域）と景観形成重点地区の規制の仕組み」の右側の図解の「景観形成重点地区」の中に、景観形成基準と記載しておりますが、この基準につきましては、まさに今回ご審議いただいております説明資料の2ページ目の「表1 建築物の行為の制限」であり、ゾーンごとに色彩や形態等の基準を記載しております。

広告物につきましても、同じように色彩や面積等の基準がありますので、これに適合していただくように指導していくという事でございます。縦覧等で、この地域についてはこういう制限にしようということ、市民の意見も伺った上で定めている景観形成基準に対して、建築物等の計画がそれに合っているかどうかを審査するという流れになっております。

一木委員

質問は、こういう基準は、どなたがどういう場でお作りになるのか、その基準を作る際に民意の反映はあるのかということ、例えば、まちづくりという事が問題になっており、先ほどの委員の方のご質問の中でも、なかなか市民の関心が集まらないという話があったかと思えます。自分達が住んでいる街の広告物や色彩イメージなどについて、基準の形成過程で住民の方々の関心、興味を引き出す一つのきっかけになるのではないかと思います。逆に、行政が上から出して「これに意見がありましたら縦覧に行ってください」というやり方で、本当に住民の方々が意識、関心を持つのだろうか、まちづくりとして十分だろうか、そこをお聞きしているわけです。

森本議長

今のご質問の趣旨に対して、まずは基本的に宇都宮の景観計画そのものがあって、この計画は民意を反映して作られております。この景観計画の中の一部として、今日議論いただいております。



森本議長

す。民意が反映されて適切に判断されるかどうか、というのがこの都市計画審議会でもそうですし、景観審議会の役割だと理解はしていますが、事務局で今の一木委員の話を聞いてご回答する事があれば、どうぞ。

飯塚幹事

今回の案件につきましては、説明資料の左側で経過をご説明させていただいたと思うのですが、「宇都宮市景観計画の変更について」の左側のページをご覧ください。

経過の中で平成23年7月に「自治会説明会」と書かせていただいておりますけれども、自治会への説明会では、他の重点地区ではこんな基準でやっていますという紹介をまずご説明させていただいて、この地区でこうしろという事ではなくて、大通り地区や白沢地区などの他の事例ではこんな事をやりましたと、最初に説明させていただきました。

その中で、この街についてはどのようにしていくか提案いただけますかと、説明会を開いたところでございます。

また、11月にはアンケート調査という事で、今回指定を予定している地域のみではなく、雀宮地区全域の中から300人程度抽出させていただいて、どんな事を中心に景観作りしたらよいかという一般的な市民向けのアンケート等も取らせていただき、そこから先は、ある程度専門的にもなりますので、私どもの職員がそれを集約した形で案を作りまして、このような案でどうでしょうか、という動きになっております。ですから他の地区での基準がこのような形ですという事をご説明させていただいて、スタートしているという状況です。

一木委員

もう一つすみません。駅東ゾーンと駅西ゾーンの多少の基準の違いが説明されたかと思いますが、駅東ゾーンは2kmくらい先にインターパークという新しい街があります。そこへの道路建設を予定されているかと思いますが、そちらとの接続は将来在り得るのではないのでしょうか。これは市の発展にも関わる事なのですけれども、インターパークの最寄りの駅は雀宮駅になりますので、そこに大きな道路が通れば、街並みがずっと続くのではないかと予測するのですが、だとすればむしろ駅東ゾーンは駅

一木委員

西口ゾーン以上に都市としての発展の可能性があると考えられ、駅東口ゾーンは文教地区あるいは農村地区のイメージの景観になっているかと思いますが、そこの整合性はあるのかと思ったのですがいかがでしょう。

飯塚幹事

説明資料の左側の下の図をご覧ください。駅東口ゾーンとして現在設定いたしましたのは、北に南図書館、南に宇都宮工業高校のある区域の中のことをございまして、この区域の中ですと公共施設を中心としたエリアですから、景観や広告物については、落ち着いたイメージのものと考えている所をございます。

こちらからどのようにインターパークまで道路が延びるかという事は、今のところは構想という段階ですので、図面ではお示し出来ないところをございますけれども、駅東口ゾーンのエリアについてはそこまでの範囲は捉えていないものですから、この区域の中では、文教施設と田園風景が調和した景観の保全を中心とした方針の方がよろしいかと考えたところをございます。

また、この区域外の景観をどのようにつくるべきか、という事につきましましては、また別途検討していきたいと考えております。

森委員

A 3 資料の 1 ページ左側の図面で、駅西口ゾーンと駅東口ゾーンの間は区域に含まれていない状況ですが、宇都宮工業高校と図書館の間の道路から眺めますと少し高台になっており、看板等も出てくる可能性があると思うのですが、このまま放置していいものか、あるいは地域にこの「景観形成重点地区」のようなもので理解を得るなどの必要はないのかどうか、というのが一点目です。もう一つは区域の滲み出しと言いますか、特に A 3 の補足資料の「2 雀宮駅東口の現況写真」の（1）南向きの写真で、これは左側に見えるのが宇都宮工業高校で右側が駐車場になっていて、この突き当たりはかなり看板が出ています。隣接した所の規制はなかなか難しいのでしょうか、街区単位での景観の考え方とストリート単位での考え方というものもあるかと思えますので、そういうところの工夫、必要性もこれから考えていく必要があると思います。以上です。

飯塚幹事

今回指定に至らなかった駅西ロゾーンと駅東ロゾーンの間の部分でございますが、全く規制がないということではございません。

先ほどの規制の仕組みにあったように、高さ10mを超えるものや建築面積1,000㎡を超えるもの等につきましては、議案第1号として配付してある宇都宮市景観計画の中にも記載しておりますが、市内全域で緩やかな規制はしているところでございます。それ以上の規制につきましては、まずは優先順位の高い駅東ロゾーンと駅西ロゾーン、それから停車場線の指定を進め、こちらをPRするような事を行いながら、その次にこの区域の中の一番南の交差点のところなどに徐々に波及していくような行動に移っていきたいと考えております。まずは優先順位の高いところから取り組むことで、効率的に地区指定を進めていきたいと考えております。

森本議長

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。

議案第1号「宇都宮市景観計画の変更」について、「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。ありがとうございました。

以上で本日の議事を終了いたします。

